

経済要録

国 内

◆新潟中央銀行に対する金融整理 管財人による管理命令

日本銀行は、10月2日、金融再生委員会からの新潟中央銀行に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分に関し、以下の内容の総裁談話を公表した。

1. 本日、新潟中央銀行より、「金融再生委員会から、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』に基づく『金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を受け、金融整理管財人に預金保険機構等が選任された」との報告があった。また、金融再生委員会からも、同様の連絡を受けた。
2. 今後、新潟中央銀行は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金融機関への営業譲渡等を図っていくこととなる。
3. 日本銀行は、日本銀行法第38条の規定に基づく大蔵大臣からの要請を受け、新潟中央銀行の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、同行に対し業務継続に必要な資金を供給する方針を、本日の政策委員会で決定した。
4. 以上の措置を通じて、新潟中央銀行は通常どおり営業を継続するとともに、預金、イン

ターバンク取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護及び信用秩序の維持が図られるものと考えている。

◆政府、新たに二千円券を日本銀行券の種類に追加する旨公表

政府は、10月5日、新たに二千円券を日本銀行券の種類に追加する旨公表した。

◆あさひ銀行と東海銀行、両行共通の金融持株会社の設立について合意

あさひ銀行と東海銀行は、10月7日、両行共通の金融持株会社の設立について合意し対外公表を行った。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、10月13日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同15日に公表したほか、9月9日に開

かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを10月18日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

(別添)

平成11年10月13日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆日本銀行、「コンピューター2000年問題を踏まえた金融市場調節及び貸出運営の対応について」を公表

日本銀行は、10月13日、政策委員会・金融政策決定会合において、コンピューター2000年問題を踏まえた金融市場調節面の対応に関して、下記のとおり決定した。

記

1. コンピューター2000年問題を踏まえた金融市場調節面の対応を、以下のとおりとすること。

金融市場調節を行うに当たっては、年末越え資金を豊富に供給するなど、コンピューター2000年問題に伴う資金需要の変動に十分分配慮し、弾力的な対応を行う。

2. 対外公表文は、総裁が定めること。

なお、日本銀行は、本件を受けて、コンピューター2000年問題を踏まえた金融市場調節及び貸出運営の対応について、次のとおり対外公表を行った。

平成11年10月13日
日 本 銀 行

コンピューター2000年問題を踏まえた金融市場調節及び貸出運営の対応について

(金融市場調節)

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、コンピューター2000年問題を踏まえた金融市場調節面の対応について、以下のとおりとすることを決定した。

「金融市場調節を行うに当たっては、年末越え資金を豊富に供給するなど、コンピューター2000年問題に伴う資金需要の変動に十分分配慮し、弾力的な対応を行う。」

(貸出運営)

2. コンピューター2000年問題に関連する個別金融機関の流動性問題への対応については、各金融機関の自助努力が大前提であるが、仮に一時的な流動性不足が生じた場合、日本銀行としては、当該金融機関の健全性、担保の

状況等を勘案しつつ、貸出運営面で適時適切に対応していく方針である。

なお、本件に関する対外公表文は、上記方針にもとづくその他の事項も含め、総裁が定めること。

なお、日本銀行は、本件を受けて、金融市場調節手段の機能強化について、次のとおり対外公表を行った。

平成11年10月13日
日本銀行

金融市場調節手段の機能強化について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、「ゼロ金利政策」の継続に当たり、金融市場調節手段の機能強化を進めるとともに、その弾力的な活用を図ることにより、金融・為替市場の動向も注視しつつ、金融緩和効果の一層の浸透に努めていくことを決定した。こうした方針のもとで、今般、以下の諸措置を講ずることとした。日本銀行としては、今後とも、金融市場調節手段の機能強化に努めていく方針である。

◆日本銀行、「金融市場調節手段の機能強化について」を公表

日本銀行は、10月13日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融市場調節手段の機能強化に関して、下記のとおり決定した。

記

- 「ゼロ金利政策」の継続に当たり、金融市場調節手段の機能強化を進めるとともに、その弾力的な活用を図ることにより、金融・為替市場の動向も注視しつつ、金融緩和効果の一層の浸透に努めていくこと。
- 短期国債（F B・T B）を対象としたオペレーションに関し、現先方式（条件付売買）に加え、アウトライト方式のオペレーション（無条件売買）を導入することとし、次回決定

会合において、その基本要領を決定すること。

- 本件に関する対外公表文は、上記方針にもとづくその他の事項も含め、総裁が定めること。

なお、日本銀行は、本件を受けて、金融市場調節手段の機能強化について、次のとおり対外公表を行った。

平成11年10月13日
日本銀行

金融市場調節手段の機能強化について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、「ゼロ金利政策」の継続に当たり、金融市場調節手段の機能強化を進めるとともに、その弾力的な活用を図ることにより、金融・為替市場の動向も注視しつつ、金融緩和効果の一層の浸透に努めていくことを決定した。こうした方針のもとで、今般、以下の諸措置を講ずることとした。日本銀行としては、今後とも、金融市場調節手段の機能強化に努めていく方針である。

1. 金融市場調節手段の整備

(1) 短期国債アウトライトオペの導入

短期国債（F B・T B）を対象としたオペレーションに関し、現先方式（条件付売買）に加え、アウトライト方式のオペレーション（無条件売買）を導入することとし、次回決定会合において、その基本要領を決定する。

(2) レポオペ対象国債の拡大

レポオペによる資金供給力を強化するた

め、レポオペの対象国債に2年債を追加し、本日より実施することとする。

2. 年末越え資金需要に対応した弾力的なオペの実施

(1) 各種オペ手段を活用した年末越え資金の供給

本年の年末越え資金供給に当たっては、コンピューター2000年問題に伴う資金需要の変動にも十分配慮し、弾力的な対応を行うため、国債のみならず、民間債務を対象とするオペ手段もフルに活用していくこととする。

このため、金融機関等においては、手形買入オペ適格担保の事前持ち込み、社債等担保手形オペの根担保差入れ、CPオペ適格審査等、所要の準備を早期かつ積極的に行っていただきたい。

(2) オペのオファー先数の拡大

年末越え資金の円滑な供給に資する観点から、年末までの措置として、レポオペ、CPオペにおける輪番オファー先に対しても、毎回オファーを行うこととする。

◆さくら銀行と住友銀行、将来の統合を前提とした全面提携を実施することについて合意

さくら銀行と住友銀行は、10月14日、将来の統合を前提とした全面提携を実施することについて合意し対外公表を行った。

◆金融審議会第二部会、「特例措置終了後の預金保険制度等に関する基本的な考え方」を公表

金融審議会第二部会は、10月19日、「特例措

置終了後の預金保険制度等に関する基本的な考え方」を公表した。

特例措置終了後の預金保険制度等に関する基本的な考え方

1. はじめに

(1) 金融機関の破綻処理については、金融システムの安定化を図る観点から、平成8年度から12年度までの時限的な特例措置として、ペイオフコスト（保険金支払に要すると見込まれる費用）を超える資金援助等を行うことにより預金等の全額保護が図られている。また、金融機能再生緊急措置法及び金融機能早期健全化緊急措置法において、平成12年度までの時限的な特例措置が設けられており、預金等の全額保護が図られている間に、金融機関の不良債権処理を基本的に終了し、更に、その財務内容の健全化を進めることによって、ゆるぎない金融システムを確立することが求められている。このため、預金保険機構に対して、交付国債及び政府保証等による財源措置等が講じられている。

(2) 預金等の全額保護のための特例措置は平成12年度限りで終了することが法律で予定されており、その後は、預金者等が金融機関の破綻による損失の一部を負担することがある体制に移行することとされている。その際の金融機関の破綻処理方式としては、現行の預金保険法本則において、保険金支払方式（ペイオフ）と一般資金援助方式（譲受金融機関への営業譲渡等に対してペイオフコスト内の資金援助を行う破綻処理方式）の二つの方式が措置されている。

(3) 金融審議会第2部会としては、「安心で活力ある金融システムの構築」を実現するためのテーマの一つとして、「恒久的な」金融機関の破綻処理及び預金保険制度のあり方について検討を行っている。

今回、第2部会として、特例措置終了後の預金保険制度等の骨格となる部分についての基本的な考え方を、以下のようにとりまとめたところである。今後、各界各層からの意見等を踏まえた上で、更に詰めるべき論点や特例措置が終了するまでに整備すべき環境等を含めた最終的な考え方をとりまとめることとしたい。

2. 市場規律を中心とした預金者等の保護

(1) 預金保険制度は、金融機関の経営破綻に際して預金者等の保護を図るという、言わば事後的な対応措置であるが、預金者等の保護の基本は、健全で収益力の高い金融機関経営を確保することにある。したがって、個々の金融機関において、適正な会計処理や内部管理の向上等による経営の健全性の確保はもとより、新たな金融商品の開発、顧客の信頼の獲得などの点に関し、21世紀を見据えた真摯な努力が求められる。

(2) 預金等の全額保護という特例措置終了後においては、金融機関の破綻を未然に防止することが預金者等を保護する上で最も肝要であり、そのために、問題金融機関を早期に発見し早期に是正することが重要となる。

問題金融機関の早期発見・早期是正については、市場規律による金融機関のモニタリングが有効に機能することが求められる

が、それと併せて、監督当局における、①検査・モニタリングの充実・強化、②早期是正措置の適時適切な運用などが必要である。

(3) なお、現在の金融市场における決済慣行・企業行動等は、預金にリスクがないことを前提として成り立っているが、特例措置終了後においては、その前提を変更せざるを得ないため、多様な資金運用・調達・決済手段が提供されることにより、市場規律と自己責任原則に立脚した金融システムにふさわしいものとなることが望まれる。

3. 金融機関の破綻処理のあり方

(1) 基本的考え方

預金保険制度の本来の目的は少額預金者の保護であり、特例措置終了後においては、保険負担やモラル・ハザードを減少させるためにも、基本的に「小さな預金保険制度」を目指すべきであると考える。このような観点から、金融機関の破綻処理においては、回復の見込みがなくなった金融機関を、問題を先送りすることなく早期に処理することが重要となる。

一方、(2) 以下に述べる措置を講ずることによって金融機関の破綻処理が迅速に行われれば決済機能の保護や借り手の保護にも資することを踏まえると、預金保険制度の役割・機能については、ある程度弾力的に考える余地もある。

金融機関が破綻した場合には預金保険制度の発動により処理されることになるが、その場合には、破綻金融機関を存続させないことを前提として、ペイオフコストの範囲内で破綻処理に要するコストがより小さ

いと見込まれる処理方法を選択するとともに、破綻金融機関の有していた金融機能を維持するなど破綻に伴う混乱を最小限に止めることが重要となってくる。

そのために、金融機関の破綻処理方式としては、破綻に伴う損失負担により預金等の一部がカットされることは同じであるが、譲受金融機関が破綻金融機関の金融機能を引き継ぐことになる一般資金援助方式の適用を優先し、金融機能まで消滅させることになる保険金支払方式（ペイオフ）の発動はできるだけ回避すべきである。その際、破綻処理を迅速に行うことができるような措置を講ずるとともに、破綻の態様に応じ処理方式を多様化しておくことも必要になる。

なお、預金保険の発動に際しては、金融機関を破綻に至らしめた経営者等に対して厳格な責任追及がなされ、株主・出資者等の損失負担が行われることは当然のことであり、また、悪質な借り手への責任追及と債権回収の徹底が重要であることは言うまでもない。

(2) 一般資金援助を伴う営業譲渡等の迅速化

現行の一般資金援助方式の下で営業譲渡が行われる場合、監督当局による業務停止命令や司法手続による保全処分によって預金等の払戻しや融資機能が停止されることが想定されるが、それにより、預金者等に多大な影響が生ずるのみならず、決済機能を含む金融機関の営業体としての価値（フランチャイズ・バリュー）が急激に低下するなど、地域経済や金融システム等に対して大きな影響を与える可能性がある。

したがって、金融機関の破綻に伴う混乱を最小限に止めるために、一般資金援助を伴う営業譲渡を迅速に行うことにより、破綻金融機関が有していた金融機能をできるだけ早く譲受金融機関に引き継ぐことが、極めて重要となってくる。

一般に、預金等の一部カットのような私権の一部剥奪を伴う倒産処理は、最終的には司法手続に依らざるを得ない。しかし、金融機関の破綻処理を迅速に進めるためには、司法上の手続に入ることを前提として、その前に司法手続の外で破綻金融機関の営業譲渡を行うという手法が有効であり、このような手法を可能とするためには、①事前準備、②資金援助が可能になる場合の拡大、③営業譲渡手続の迅速化・簡素化、等について特別な手当が必要となる。

① 事前準備

金融機関の破綻処理を迅速に行うためには、名寄せや資産内容の把握等が事前に行われていることが求められる。したがって、預金保険機構及び監督当局が密接に連携をとりながら、実際に破綻が起こる前に、破綻処理に備えて可能な限りの準備を行っておく必要がある。

また、一預金者当たり一定限度額（現行1000万円）まで保護するという預金保険制度の下で、金融機関の破綻処理を行うためには、破綻した金融機関の預金者等の名寄せを行うことが不可欠である。

破綻時に預金保険機構において名寄せ作業を開始することとすると、名寄せ作業そのものが迅速な破綻処理の障害となる。破綻処理の迅速化という観点からは、

金融機関に対し、少なくとも当面、平時から預金者データを預金保険機構にスムーズに引き継ぐことができるためのシステム対応を求め、更に、預金保険機構が金融機関の対応状況を把握できるようになることが必要となる。

② 資金援助が可能になる場合の拡大

現行の預金保険法本則の営業譲渡における一般資金援助は、破綻金融機関が譲受金融機関に対して営業の全部を譲渡した際に、営業譲渡時に譲受金融機関に対して行われることを前提としている。

しかしながら、上記の場合以外にも資金援助を可能にすれば、破綻の態様に応じた多様な破綻処理を行うことが可能となり、破綻処理の迅速化にも資することになることから、営業の一部（例えば、健全資産と付保預金）のみを譲渡した場合の資金援助、営業譲渡後の追加的な資金援助を含め、資金援助が可能になる場合を拡大することが必要となる。

③ 営業譲渡手続の迅速化・簡素化

迅速かつ円滑に破綻金融機関の営業譲渡を行うために、また、破綻金融機関の経営陣が破綻処理を進めることは適当でないことからも、司法手続に入る前に、監督当局の権限に基づく行政処分として破綻金融機関を公的な管理人の下に置くことが適当である。そのためには、現行の金融機能再生緊急措置法における金融整理管財人制度を踏まえ、破綻金融機関の経営権を掌握する管理人制度を導入すべきである。

通常の金融機関の営業譲渡においては、株主や債権者等の保護のために、一定の期間を要する厳格な手続を踏むことが要請されているが、一方で、金融機関の破綻の場合は、このような手続により、営業譲渡が遅れてフランチャイズ・バリューの低下をもたらし、結果的に債権者保護等の要請に応えられない事態になることが想定される。

したがって、例えば、金融機能再生緊急措置法で時限的に措置されている株主総会の特別決議等に代わる裁判所の許可（代替許可）制度等を導入することにより、営業譲渡に要する手続を迅速化・簡素化することが必要となる。

上記①～③のような手当がなされることを前提とすれば、我が国における特例措置終了後の金融機関の破綻処理の望ましい基本形としては、十分な事前準備が行われた上で、破綻公表と同時に公的な管理人が選任され、公的な管理人により譲受金融機関に破綻金融機関の営業の一部又は全部の譲渡を行うという方法が考えられる。この方法は米国において多用されているP & A（資産買取・負債承継）と同様の機能を持つことになる。

なお、金融機能を消滅させることになる保険金支払方式の適用はなるべく回避すべきであるが、仮に保険金支払を実施した場合には、混乱を最小限に止めるために保険金支払を迅速に行うことが必要である。そのためにも、上記①の事前準備等が十分になされていることが重要となる。

(3) 金融機能の維持（営業譲渡までに時間がかかるケース）

破綻金融機関の金融機能の維持については、破綻処理を迅速に行うことによって対応すべきであるが、営業譲渡のための事前準備が十分でない場合など、破綻時から営業譲渡までにある程度時間が必要なケースも想定される。

その間、破綻金融機関において預金等の払戻しや融資の継続等の金融機能を停止すれば、破綻金融機関の利用者である法人や個人の決済が滞ることになるほか、必要な融資を受けられなくなるなど、地域経済や金融システム等に大きな影響をもたらすことになりかねない。このため、営業譲渡までの間であっても、公的な管理人の下又は司法手続の下にある破綻金融機関において、処理手続として整合性がとれる範囲内で、以下のとおり、一定の金融機能を継続することが望ましい。

① 預金者等の利便性の確保

預金者等の利便性の確保（預金の払戻し、決済サービスの享受等）については、破綻公表から営業譲渡までにある程度時間がかかる場合であっても、その間に、預金の払戻し等を可能にしておくことが望ましい。したがって、破綻金融機関において付保限度までの預金等の払戻しを可能とするとともに、預金保険機構が破綻金融機関に対して必要な資金を貸し付けることができるようになることが必要となる。

なお、付保限度を超える預金等については、保険金支払方式の場合に認められ

ている預金等債権の買取制度を適用することが求められる。

（注）預金等債権の買取りは、預金者の流動性を確保するとともに裁判手続の円滑化を図るために、付保対象となる預金等のうち預金保険によって保護されない部分（現行、1000万円超の部分）を一定の割合（概算払率）で預金保険機構が買い取る制度である。

② 流動性預金の問題

金融機関が破綻して預金等の一部がカットされる場合、迅速な破綻処理による対応で決済の問題をどこまで解決できるかが問題となる。これについては、預金保険制度は少額預金者保護を目的とする制度であり、決済の問題は可能な限り破綻処理の迅速化と民間による多様な決済サービスの提供によって解決すべきであるとの基本的な意見がある。

他方、迅速な破綻処理を目指すとしても、営業譲渡までに時間を要する場合には、企業や個人の決済への大きな影響が懸念されることから、当面の営業資金や生活資金が保管されている流動性預金については、全額を保護すべきではないとの意見もある。これに対しては、流動性預金を全額保護対象とすることは負担やモラル・ハザードの増大につながる、流動性預金の範囲をどうするのか、他の預金との明確な線引きが技術的に可能か、全額保護が必要ならば他の制度で対応すべきではないか、等の問題が指摘されている。

更に、決済サービスへの影響を緩和しつつモラル・ハザード等の問題を回避するため、付保限度を超える一定額につい

て、予め定められた比率で迅速に払い戻すこととしてはどうかとの意見がある。また、流動性預金については、決済されるまでの間は移転の途上にあるものと考えられるので、他の債権に優先して弁済を受けられる優先権を与えてはどうかとの意見もある。

以上のように議論が多岐に亘っていることに加え、破綻金融機関に滞留する仕掛け中の決済取引の扱いをどうするかなど実務的に詰めるべき点も残されており、今後、これらの論点について検討を急ぐこととする。

③ 借り手の保護

金融機関が破綻した場合、その金融機関と取引をしていた善良かつ健全な借り手は、破綻金融機関からは新たな融資を受けられなくなる。金融機関の破綻処理における善良かつ健全な借り手の保護についても、破綻処理を迅速に行うことによって対応すべきであるが、司法手続の下でも破綻処理費用の最小化を図るために破綻金融機関からの融資を可能しておくことが望ましい。しかしながら、預金者等の保護が本来の目的である預金保険制度による対応だけでは自ずと限界があり、国における政策的対応が併せてなされることが望ましい。

なお、地域経済に与える影響や民生の安定等を勘案して、地方公共団体における自主的な対応が行われることが期待される。

(4) 譲受金融機関の問題

現行の一般資金援助方式では譲受金融機関の存在を前提としているが、我が国の過去の破綻事例を勘案すれば、今後、譲受金融機関が即座に現れない場合もありうる。したがって、金融機関の破綻処理を迅速に行うためにも、破綻金融機関の金融機能を引き継ぐ譲受金融機関が現れやすい環境を整備するとともに、仮に譲受金融機関が直ちに現れない場合でも対応できるような破綻処理方式を用意することが求められる。

① 譲受金融機関が現れやすい環境の整備
資金援助の一環として、破綻金融機関から引き継いだ資産が劣化した場合に譲受金融機関に生じる損害の一部を担保するような仕組み（ロス・シェアリング）や、資産の引継等により低下する自己資本比率を回復させるための譲受金融機関に対する資本増強などについて検討することが必要となる。

② 譲受金融機関が直ちに現れない場合の対応

譲受金融機関を探す時間的な余裕を確保するためにも、現行の金融機能再生緊急措置法で措置されている承継銀行（ブリッジ・バンク）制度を踏まえた制度を導入すべきである。また、預金保険法附則で規定されている協定銀行（整理回収機構）の受皿機能を継続することも必要と考える。

4. 危機的な事態が予想される場合の対応

預金等の全額保護のための特例措置が終了した後における金融機関の破綻処理は、ペイオフコストの範囲内で行うことになるが、金融機関の破綻により信用秩序全体の維持や国民・地域経済の安定に重大な支障が生じることが予想されるような危機的な事態（システム・リスク）には、通常の破綻処理の枠組みでは対応できないことも想定される。

米国においては、金融機関の破綻処理において、選択可能なあらゆる破綻処理方法の中でコスト負担が最小の方法を選択することが求められているが（「最小処理コスト原則」）、一方、厳格な手続の下において「コスト基準を遵守した処理方法を選択すれば経済情勢や金融システムの安定性に深刻な影響を及ぼし、他の方法を用いればこれを回避ないし緩和できる」と判断されれば、「最小処理コスト原則」に依拠することなく例外的な処理を行うことが可能とされている。

我が国でも、現在の金融再生のための特別措置により金融システムが安定化した後においても、危機的な事態が起こる可能性を否定することはできない。このため、万が一に備え、例外的な措置が可能となるようにしておく必要があるが、その場合には、厳格な手続が併せて求められると考える。

5. 預金保険制度の他の論点

（1）付保対象

預金保険の対象商品であるか否かについては、従来から、

- ・ 基本的な貯蓄手段として国民の間に定着していること
- ・ 元本保証がなされていること

・ 債権者が特定され、転々流通しないことが主な基準となっていたところである。

今後、預金利子の扱いを含めた付保対象の見直しに関する検討を進めていくが、その検討に当たっては、上記の基準を基本として、預金者の混乱の防止や迅速な破綻処理という観点を考慮することが必要になる。

（2）保険金支払限度額等

① 保険金支払限度額

現行の保険金支払限度額は1000万円となっているが、我が国の1人当たりの平均貯蓄残高や諸外国の水準、保険料負担の増加等を勘案すると、この水準を引き上げる必要性は乏しいと考える。

② 仮払金

金融機関の破綻処理が迅速に行われれば、仮払金制度の意義は相対的に薄れることとなるが、仮払金制度が必要とされる事態に備えて、預金者等の不安の解消を図るために仮払金の水準（現行20万円）の引上げを検討することが考えられる。

（3）預金保険料

預金保険機構の一般勘定における借入金残高は、現在、相当な規模になっているが（平成11年9月末現在13,025億円）、既に破綻を表明している金融機関の処理が予定されていることを踏まえると、今後、更に借入金が増加することが見込まれる。

預金等の全額保護という特例措置が終了した後の預金保険料の水準を検討するに当たっては、預金保険制度に対する国民の信頼に応えるためにも、まずもって、一般勘

定の借入金を早期に返済し、更に、将来に備えて一定規模の責任準備金を積む必要があることを念頭に置かなければならない。

なお、金融機関の財務状況等に応じた保険料率の導入については、市場規律を補うという観点からは望ましいと考えるが、一方で、一般勘定の借入金の早期返済が必要な状況の下で直ちに導入した場合には、経営の悪化した金融機関に与える影響は看過できない。したがって、当面は、慎重に検討すべき課題であると考える。

◆企業会計審議会、「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」を公表

企業会計審議会は、10月22日、「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」を公表した。同改訂のポイントは、以下のとおり。

外貨建取引等会計処理基準改訂のポイント

1. 改訂のポイント

(1) 決算時の換算方法

	新 基 準	現 行 基 準
金銭債権債務	決算時レート	短期：決算時レート 長期：取得時レート
有価証券	売買目的 満期保有債券	決算時レート
	その他有価証券	取得時レート (低価法の場合は 決算時レート)
	子会社株式等	取得時レート
デリバティブ取引	決算時レート	—

(2) ヘッジ会計の整理

従来、外貨建取引固有のヘッジ会計を規定していたが、金融商品の会計基準（本年1月公表）において一般的なヘッジ会計が導入されたことに伴い規定を整理。

(3) 外貨換算調整勘定の表示

外貨換算調整勘定は、現在、連結財務諸表の資産又は負債の部に計上することとされているが、新基準では資本の部に計上することに改めた。

(注) 外貨換算調整勘定は在外子会社の財務諸表の換算上生じる換算差額である。

2. 実施時期

金融商品の会計基準の実施に合わせ、平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用する。なお、外貨換算調整勘定の資本の部への計上については早期適用を妨げない。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、10月27日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また9月21日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを11月1日に公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

(別添)

平成11年10月27日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

◆日本銀行、「短期国債売買基本要領」等を制定等

日本銀行は、10月27日、政策委員会・金融政策決定会合において、短期国債アウトライトオペ（割引短期国債および政府短期証券の売戻条件または買戻条件を付さない売買をいう。）について下記の基本要領を制定すること等を決定し、

これを対外公表した。

記

1. 「短期国債売買基本要領」……別紙1
2. 「短期国債売買における売買対象先選定基本要領」（平成10年12月15日決定）中一部改正……別紙2

別紙1

「短期国債売買基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、短期国債売買（割引短期国債および政府短期証券の売戻条件または買戻条件を付さない売買をいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 売買店

本店（業務局）とする。

3. 売買対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 売買対象

割引短期国債および政府短期証券（以下「短期国債」という。）とする。

別紙2

5. 売買方式

売買対象先が売買の際に希望する利回りから本行が市場実勢相場等を勘案して短期国債の銘柄ごとに定める利回り（以下「基準利回り」という。）を差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンペティション方式により決定し、これにより売買する方式とする。

6. 売買価格

売買価格は、売買先が売買を希望する短期国債の銘柄ごとに、基準利回りに5.により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格とする。

7. 売買日、売買金額等

売買日、売買金額、売買先、売買の対象とする短期国債の銘柄その他売買を行うために必要な具体的な事項については、金融市場の情勢等を勘案して売買のつど決定するものとする。この場合、売買の対象とする短期国債の銘柄は、短期の金融市场調節を円滑に行う観点から、その償還期限までの期間等を勘案して決定するものとする。

(附則)

この基本要領は、平成11年10月27日から実施する。

「短期国債売買における売買対象先選定基本要領」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の一層の明確化を図る趣旨から、「短期国債売買基本要領」（平成11年10月27日付政委第163号別紙1.）および「短期国債の条件付売買基本要領」（平成11年3月25日付政委第42号別紙1.）に規定する売買対象先の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

(附則)

この一部改正は、平成11年10月27日から実施する。

◆日本銀行、「資産担保債券の適格基準」等を制定等

日本銀行は、10月27日、政策委員会・金融政策決定会合において、下記の「資産担保債券の適格基準」を制定すること等を決定し、これを対外公表した。

記

1. 「資産担保債券の適格基準」……別紙1
2. 「社債等を担保とする手形買入基本要領」（平成11年2月12日決定）中一部改正……別紙2

別紙1

「資産担保債券の適格基準」

資産担保債券（特定の資産から生ずる金銭等を裏付けとしてその元利金の支払いが行われる債券をいう。以下同じ。）の本行与信の担保としての適格基準は、次のとおりとする。

1. 元利金支払の確実性

(1) 特定資産の信用度等

特定資産（それから生ずる金銭等が資産担保債券の元利金支払の原資となる特定の資産をいう。以下同じ。）から生ずる金銭等が、特定資産の信用度またはこれを補完する措置に照らして、資産担保債券の元利金支払に十分であると認められること。

(2) 資産担保債券の仕組み

資産担保債券の仕組みが、次のイ、からハ、までに掲げる要件その他の要件に照らして、適當と認められること。

イ、真正売買性等

特定資産がその原保有者から資産担保債券の発行会社（以下「発行会社」という。）等に譲渡される場合には、原保有者について破産その他の倒産手続が開始されたときにおいても当該資産担保債券の元利金支払に支障が生ずることがないよう、有効かつ確実に譲渡されていると認められること。

ロ、倒産隔離性

特定資産の原保有者等による発行会

社に対する破産申立の制限その他の発行会社の倒産または解散を回避するために必要な措置が講じられていると認められること。

ハ、特定資産から生ずる金銭の取立に関する業務の代替措置

特定資産から生ずる金銭の取立に関する業務を発行会社以外の者が行う場合には、その者について破産その他の倒産手続が開始されることにより当該業務が行い得ないときに備えて、代替的な措置が予め講じられていると認められること。

2. 市場性

国内において公募発行されたものであること。

3. 金融機関等による信用補完がないこと

当座預金取引の相手方である金融機関等が保証その他の信用補完を行ったものでないこと。ただし、当該信用補完が行われたものうち、当該信用補完がなくても資産担保債券の元利金支払が確実と認められるものについては、この限りでない。

4. その他の適格基準

(1) 円建であること。

(2) 準拠法が日本法であること。

(3) (1) および (2) のほか、本行による担保その他の権利の行使に支障がないと認められること。

(附則)

この基準は、平成11年10月27日から実施する。

別紙2

(2) 資産担保債券

額面額の100／130以内

- 「9. その他」を「(附則)」に改める。

「社債等を担保とする手形買入基本要領」中一部
改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融調節において民間企業債務を一層活用していく趣旨から、社債および証書貸付債権ならびに資産担保債券を根担保として、金融機関等が振出す手形の買入を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

- 7. を横線のとおり改める。

7. 担保の種類

民間企業が債務者である適格社債および適格証書貸付債権ならびに適格資産担保債券を、この基本要領に基づく手形の買入により生ずる総ての債権の根担保として、買入対象先から差入れさせるものとする。

- 8. 中、(2)を(3)とし、(1)の次に次の1号を加える。

(附則)

この一部改正は、平成11年10月27日から実施する。

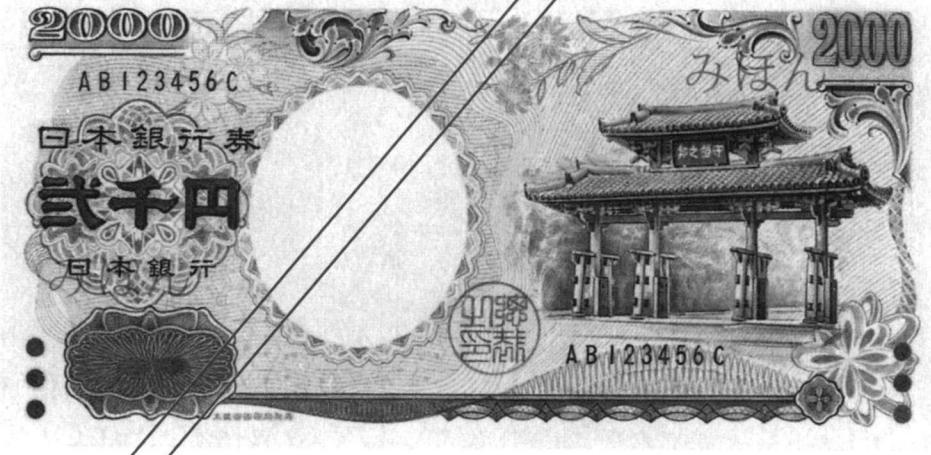
◆日本銀行、「米国国債の担保としての取扱について」を公表

日本銀行は、10月27日、政策委員会・金融政策決定会合において、コンピューター2000年問題に対応するための臨時措置として、平成11年12月1日から平成12年1月31日までの間、米国国債（財務省短期証券（Treasury Bills）、財務省中期証券（Treasury Notes）および財務省長期証券（Treasury Bonds））を本行の手形貸付担保として認めることとし、これを対外公表した。

◆大蔵省・日本銀行、「二千円日本銀行券の主な様式等について」を公表

大蔵省・日本銀行は、10月29日、二千円日本銀行券の図柄を含む主な様式等について公表した。その概要是以下のとおり（二千円券のラフデザインは、日本銀行ホームページ(<http://www.boj.or.jp/>)にも掲載されている）。

表



裏



1. 図柄等

(1) 表の図柄

左側に「貳千円」の文字等を配し、右側に沖縄の守礼門を配したものとする。

(2) すかし

沖縄の守礼門を表のものとは違った角度から見たものとする。

(3) 裏の図柄

左側に、「源氏物語絵巻」第三十八帖「鈴虫」その二の絵の一部分に、同帖の詞書の冒頭部分を重ねさせたものを配し、右側に、源氏物語の作者である紫式部の絵を配したものとする。

2. 寸法

縦76mm×横154mm

3. 色調

緑色を基調としたものとする。

4. 識別マーク

目の不自由な方にとっても他の券種との識別を容易にするために、現行の識別マークよりはっきりさせるほか、左下及び右下の二箇所に点字の「に」を図案化したものを入れるといった工夫を行う。

5. 偽造防止技術

「すき入れ」、「凹版印刷」、「マイクロ文字」、「識別マーク」等の偽造防止技術を引き続き用いるほか、最新の偽造防止技術を可能な限り用いることとする。

6. 民間のA T M・自動販売機等への対応

民間のA T M・自販機メーカー等の方々にとって、出来る限り早期の機械対応が可能となるよう、見本券の提供や説明会開催等の措置を適宜講じていく。

◆現行金利一覧 (11年11月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.2	11.10. 8 (2.3)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本政策投資銀行	2.20	11.10. 8 (2.30)
・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫	2.20	11.10. 8 (2.30)
・住宅金融公庫	2.80	11.11. 1 (2.60)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.00	11.11.12 (0.85)
(期間5年~7年)	1.50	11.11.12 (1.30)
(期間7年以上)	2.00	11.11.12 (1.90)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(11年11月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 <u>1.758</u> 1.8 <u>100.35</u>	〈10月債〉 1.705 1.7 99.95
割引国債(5年)	応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 <u>1.137</u> <u>0.927</u> <u>94.50</u>	〈9月債〉 1.245 1.014 94.00
政府 短期 証 券	応募者利回り(%) 発行価格(円)	〈11年11月15日発行分～〉 <u>0.043</u> 99.989	〈11年11月8日発行分～〉 0.042 99.989
政府保証債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈10月債〉 <u>1.900</u> 1.9 <u>100.00</u>	〈9月債〉 1.788 1.7 99.25
公募地方債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 <u>1.923</u> 1.9 <u>99.80</u>	〈10月債〉 1.811 1.8 99.90
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 1.300 1.3 100.00	〈10月債〉 1.300 1.3 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈11月後半債〉 0.250 0.210 0.24 99.75	〈11月前半債〉 0.250 0.210 0.24 99.76

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構・専門委員会、「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」(最終版)を公表

バーゼル銀行監督委員会は、10月5日、証券監督者国際機構（IOSCO）・専門委員会と共に、「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言（原題：Recommendations for Public Disclosure of Trading and Derivatives Activities of Banks and Securities Firms）」（最終版）を公表した（バーゼル銀行監督委員会が公表したプレス向け解説ノートについては、『日本銀行調査月報』1999年11月号参照）。

◆BISグローバル金融システム委員会、報告書「1998年秋の国際金融危機」を公表

BISグローバル金融システム委員会は、10月8日、報告書「1998年秋の国際金融危機」（原題：A Review of Financial Market Events in Autumn 1998）を公表した（その内容については、『日本銀行調査月報』1999年11月号参照）。

◆フィリピン中央銀行、翌日物借入金利を引き下げ

フィリピン中央銀行は、10月29日、翌日物借入金利の引き下げ（9.0%→8.75%）を決定し、11月3日から実施した（借入金利は、5億ペソ分までは8.75%、5億ペソ超分の半額は8.75%、残り半額には8%を適用）。なお、翌日物貸出金利は11%で据え置き。